

例月出納検査結果報告書（令和4年8月分）

地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果について、次のとおり報告します。

1 検査の対象

次に掲げる会計等に属する現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管（令和4年8月分）

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計（公共施設整備基金特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計）
- (3) 水道事業会計
- (4) 下水道事業会計
- (5) 病院事業会計
- (6) 基金（財政調整基金、公共施設整備基金、職員退職給与基金、進学奨励基金、国民健康保険財政調整基金、応急診療施設等整備基金、公共施設等総合管理基金、減債基金、市民のいのちを守る医療基金、生駒市営住宅整備基金、生駒市北部地域整備促進基金、介護給付費準備基金、みどりの基金、ふるさと生駒応援基金、教育環境整備基金、観光振興基金、市民活動支援基金、歴史文化基金、ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金、図書館整備基金及び森林環境整備促進基金）

2 検査の実施内容

- (1) 検査の期日 令和4年10月26日（水）
- (2) 検査の方法

- ・提出された検査資料に基づいて監査委員事務局が事前に実施した書類検査の復命を受け、例月出納検査実施計画に定める着眼点に則って検査されたかどうかを確認した。
- ・会計別収支現計表及び合計残高試算表の計数と各金融機関等発行の預金等残高証明書（令和4年8月末日現在）とを照合し、出席した関係職員に対してヒアリングを実施した。

3 検査の結果

各会計及び各基金に属する現金並びに歳入歳出外現金の出納及び保管については、支出科目（細節）が誤っていた伝票（2件）及び支出命令権者の押印が漏れていた伝票（1件）が発見されたが、これらを除いて概ね適切に行われていると認めた。

なお、以前から指摘している伝票の起票者と検収者を別にすべきである点については、会計管理者は各所属長宛てに「検収」の重要性を再確認し、伝票上の必要事項（検収日、検収者氏名、検収者の押印）に漏れないよう注意喚起する事務連絡を行ったが、ダブルチェックの必要性という観点からは十分に対応できているとはいえないことから、早急な

ルールの整備と職員への周知徹底を行うよう引き続き求めた。

また、会計処理の科目として、当初予算にない内容の支出が行われた場合に、適切な科目を使うことができないことから、それが少額であれば、類似する内容の別の科目で処理しておき、年度末の決算時に適切な科目に振り替えるという処理があったが、日常業務上での安易な会計処理に繋がりがねず、また決算時での適切な科目への振り替え漏れのリスクがあることから、当初予算にない内容の少額の支出についての一定のルールを決めるよう求めた。

(添付書類)

- ・会計別収支現計表【一般会計、特別会計、基金等】(令和4年8月分)
- ・合計残高試算表【水道事業会計】(令和4年8月分)
- ・合計残高試算表【下水道事業会計】(令和4年8月分)
- ・合計残高試算表【病院事業会計】(令和4年8月分)